

岐阜市給与等支給明細書兼振込通知書広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発行する給与等支給明細書兼振込通知書（以下「給与明細」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲及び掲載基準)

第2条 給与明細に掲載する広告（以下「広告」という。）は、岐阜市広告掲載要綱（平成20年3月21日決裁）第3条及び岐阜市広告掲載基準に適合するものであるほか、給与明細の品位を保つもので、市民に不利益を与えないものでなければならない。

(掲載の申請)

第3条 広告取扱者若しくは広告主（以下「広告主等」という。）となることを希望する者は、給与等支給明細書兼振込通知書広告掲載申込書兼同意書（様式第1号）に、掲載しようとする原稿を添え、市長に申請するものとする。

(広告主等の決定)

第4条 市長は第2条の基準等に基づき、広告の内容等を審査する。

- 2 前項の審査に適合した申請者のうち、広告掲載料が最も高い申請者を広告主等に決定する。この場合に、当該広告掲載料が同額の場合は抽選を行うものとする。
- 3 広告主等を決定したときは、その結果等について申請者に通知（様式第2号）する。

(掲載の方法)

第5条 広告主等は、具体的な掲載内容について市と協議し、指定の期日までに版下原稿を提出するものとする。

- 2 版下原稿の作成に要する費用は、広告主等の負担とする。
- 3 広告は、契約期間のうち4月、6月、9月及び12月の掲載分から内容を変更することができる。
- 4 広告主等は、前項の規定による広告内容の変更を希望するときは、岐阜市が指定する期日までに広告内容変更申請書（様式第3号）に版下原稿を添えて、市長に提出するものとする。

(広告審査会)

第6条 岐阜市広告掲載要綱第5条第1項の規定により、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し、掲載する広告の可否を決定する。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、行政部長をもって充てる。
- 4 委員は、行政部行政課長、人事課長、契約課長、市民協働生活部市民相談・消費生活課長、人権啓発センター所長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。
- 6 審査会は、広告が規定に適合するか否かを審査し、必要であれば訂正を指示することができる。
- 7 委員長は、書類の持ち回りの方法により審査会を開くことができる。

(契約の締結)

第7条 前条審査会により承認を受けた広告主等は、広告掲載に係る契約について、市長と締結できるものとする。

2 市長は、承諾をした後の事情変更等により、広告の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主等に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第 8 条 広告主等は、契約書に記載された納入期限までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告料の返還)

第 9 条 既納の広告料は返還しない。ただし、広告主等の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告料を一部または全額返還する。

(広告掲載の取消し)

第 10 条 市長は、次に該当する場合には、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) その他広告掲載が適切でないと判断したとき。

(広告主等の責務)

第 11 条 広告主等は、掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主等は、給与明細への広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。